

## IV 取組個別票

基本施策 I		生産から消費に至る食の安全安心の確保						
I-①	生産ステージ	I-① 生産ステージ						
施策の方向1	安全な農林産物の提供の推進	安全な農林産物の提供の推進						
具体的な取組み	具体的な取組み	(2) 農業販売者や農薬使用者に対する立入検査の実施						
(1) 生産者に対する農業適正使用の啓発	生産者への啓発パンフレットの配布、講習会や研修会の開催、農薬販売者に対する農業適正使用の啓発を行います。	適正な農薬の販売及び使用を確保するために、地方局農業取締職員による計画的な農業販売者に対する立入検査を実施するとともに、必要に応じて農薬使用者への立入検査を実施します。						
①概要	農業販売者への立入検査については、同一営業所に対して3年に1回、計画的に実施するともに、使用者についても、適正使用の確認のために必要に応じて立入検査を行っており、今後も引き続き実施する。	農業販売者への立入検査を行うために、3年に1回、計画的に行います。						
②推進指標	農業適正使用に関する啓発パンフレットの配布や、各地方局単位での講習会の開催、普及組織による栽培講習会等での指導を、引き続き実施する。また、農薬購入者及び農薬使用者に対して指導することを主な任務とする農業管理指導士の認定を、引き続き実施する。	農業販売者に対する立入検査実施件数						
③用語解説	農業適正使用講習会・研修会の開催回数	農業適正使用推進事業費(農産園芸課)						
【農業適正使用講習会・研修会の開催回数】 開催回数の維持により、啓発活動の指標となる。		● 農業の保管管理及び流通の適正化を図るとともに、安全かつ適正な使用を確保することを目的に農業販売者等へ立入検査を行った。						
年度	(H25) (H26) (H27) H28 H29 H30 R元 R2 R3	農業販売者等へ立入検査結果 ・令和元年度立入検査結果 農業販売者実施件数: 307件 農業使用者実施件数: 0件(農薬の使用基準違反がなかったため実施なし)						
目標	—	410回	—	—	—	—	—	300件
実績	431回	503回	351回	449回	325回	227回	346回	333件
④用語解説	農業管理指導士の資質を向上し、農薬による危険被害の未然防止及び環境保全対策を推進することを目的に、農業販売者等に対して認定している。農業管理指導士は、農薬購入者及び農薬使用者に対して、農業適正使用の指導をするなどを主な任務としている。	【令和元年度事業実施状況】 農業適正使用推進事業費(農産園芸課)						
【農業適正使用指導士】農業取扱者の資質を向上し、農薬による危険被害の未然防止及び環境保全対策を推進することを目的に、農業販売者等に対して認定している。農業管理指導士は、農薬購入者及び農薬使用者に対して、農業適正使用の指導をするなどを主な任務としている。		● 農業の保管管理及び流通の適正化を図るとともに、安全かつ適正な使用を確保することを目的に農業販売者等へ立入検査を行った。						
⑤用語解説	農業適正使用講習会等を開催した。	【令和元年度事業実施状況】 農業適正使用推進事業費(農産園芸課)						
【農業適正使用講習会等の開催】農業者による農業適正使用への認識が更高まるごとで、農薬による事故の減少が図られる。		● 農業の適正使用講習会等を開催した。 ・令和元年度農業適正使用講習会の開催結果 「日程・参加者数」 7月 1日 東予地方局 91名 6月 26日 中予地方局 85名 6月 28日 南予地方局 101名 ・令和元年度農業管理指導士認定及び更新研修会 1月 23日 新規10名 更新53名 ・上記4回のほか、小規模単位での技術講習会を342回実施した。						
⑥用語解説	講習会等の開催により、農業者の農業適正使用への認識が更高まるごとで、農薬による事故の減少が図られる。	【令和元年度取組みの評価】 (農産園芸課)						
【令和元年度取組みの評価】 (農産園芸課) 講習会等の開催により、農業者の農業適正使用への認識が更高まるごとで、農薬による事故の減少が図られる。		講習会等の開催により、農業者の農業適正使用への認識が更高まるごとで、農薬による事故の減少が図られる。						

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保	生産から消費に至る食の安全安心の確保						
I-①	生産ステージ	I-① 生産ステージ						
施策の方向1	安全な農林産物の提供の推進	安全な農林産物の提供の推進						
具体的な取組み	具体的な取組み	(2) 農業販売者や農薬使用者に対する立入検査の実施						
(1) 生産者に対する農業適正使用の啓発	生産者への啓発パンフレットの配布、講習会や研修会の開催、農薬販売者に対する農業適正使用の啓発を行います。	適正な農薬の販売及び使用を確保するために、地方局農業取締職員による計画的な農業販売者に対する立入検査を実施するとともに、必要に応じて農薬使用者への立入検査を実施します。						
①概要	農業販売者への立入検査については、同一営業所に対して3年に1回、計画的に行います。	農業販売者への立入検査を行うために、3年に1回、計画的に行います。						
②推進指標	農業適正使用に関する啓発パンフレットの配布や、各地方局単位での講習会の開催、普及組織による栽培講習会等での指導を、引き続き実施する。また、農薬購入者及び農薬使用者に対して指導することを主な任務とする農業管理指導士の認定を、引き続き実施する。	農業販売者に対する立入検査実施件数						
③用語解説	農業適正使用講習会・研修会の開催回数	【令和元年度事業実施状況】 農業適正使用推進事業費(農産園芸課)						
【農業適正使用講習会等の開催】 開催回数の維持により、啓発活動の指標となる。		● 農業の保管管理及び流通の適正化を図るとともに、安全かつ適正な使用を確保することを目的に農業販売者等へ立入検査を行った。						
年度	(H25) (H26) (H27) H28 H29 H30 R元 R2 R3	農業販売者等へ立入検査結果 ・令和元年度立入検査結果 農業販売者実施件数: 307件 農業使用者実施件数: 0件(農薬の使用基準違反がなかったため実施なし)						
目標	—	410回	—	—	—	—	—	300件
実績	431回	503回	351回	449回	325回	227回	346回	333件
④用語解説	農業適正使用講習会等を開催した。	【令和元年度取組みの評価】 (農産園芸課)						
【令和元年度取組みの評価】 (農産園芸課) 講習会等の開催により、農業者の農業適正使用への認識が更高まるごとで、農薬による事故の減少が図られる。		講習会等の開催により、農業者の農業適正使用への認識が更高まるごとで、農薬による事故の減少が図られる。						

基本施策 I		生産から消費に至る食の安全安心の確保							
I-①	生産ステージ	I-① 生産スティック 安全な農林産物の提供の推進							
施策の方向1	具体的な取組み	具體的な取組み							
(3)出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認		(4)農業適正使用の推進							
出荷前農産物の安全性を確認するため、残留農薬分析を計画的に実施します。		農業団体が実施している生産者個々における農薬使用の記帳運動と連携し、記帳の徹底を図ります。 愛媛県農業適正使用推進協議会において、農業団体や農薬販売者等が一体となって農薬の適正使用を推進し、安全・安心な農産物の生産体制の確保に努めます。							
①概要		農業団体では、生産者個々における農薬使用の記帳運動を実施しており、農業の適正使用を推進しているところであり、今後も引き続き実施する。							
②推進指標		②推進指標							
【出荷前の農産物の残留農薬分析件数】		③用語解説							
分析件数を維持することにより、安全性の確認状況の指標となる。		《愛媛県農業適正使用推進協議会》 平成14年9月、農薬の適正な流通・使用の徹底を推進し、農産物の安全性と产地としての信頼性を確保するため、設置したもの。県、農業団体、農業販売者等から構成されており、農業検査の実施、残留農薬検査の実施、無登録農薬の情報、その他農薬の適正使用推進に必要な事項に関して協議を行っている。							
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
目標	—	300 件	—	—	—	325 件	—	330 件以上	
実績	311 件	312 件	322 件	326 件	331 件	336 件	332 件		
③用語解説		【令和元年度事業実施状況】							
		●農業適正使用推進事業費(農産園芸課) 農業の安全性を確保するため、農業者における生産工管理・記帳に加え、生産段階における農薬の適正な使用及び危害防止を図るために講習会を実施し、農業の情報を提供するとともに、行政、農業販売業者、農業防除者の意見交換を行った。							
		・令和元年度農業適正使用推進協議会の開催結果 [開催日] 5月 16日 [内容] ・農産物の安全性確保について ・農業適正使用の推進についてほか							

基本施策 I		生産から消費に至る食の安全安心の確保							
I-①	生産ステージ	I-① 生産スティック 安全な農林産物の提供の推進							
施策の方向1	具体的な取組み	具體的な取組み							
(3)出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認		(4)農業適正使用の推進							
出荷前農産物の安全性を確認するため、残留農薬分析を計画的に実施します。		農業の安全性を確保するため、農業者における生産工管理・記帳に加え、生産段階における農薬の適正な使用及び危害防止を図るために講習会を実施し、農業の情報を提供するとともに、行政、農業販売業者、農業防除者の意見交換を行った。							
①概要		・令和元年度農業適正使用推進協議会の開催結果 [開催日] 5月 16日 [内容] ・農産物の安全性確保について ・農業適正使用の推進についてほか							
②推進指標		【令和元年度事業実施状況】							
【出荷前の農産物の残留農薬分析件数】		●農業適正使用推進事業費(農産園芸課) 農産物の安全性を確保するため、農業者における生産工管理・記帳に加え、生産段階における農薬の適正な使用及び危害防止を図るために講習会を実施し、農業の情報を提供するとともに、行政、農業販売業者、農業防除者の意見交換を行った。							
分析件数を維持することにより、安全性の確認状況の指標となる。		・農業の安全性と产地としての信頼性を確保するため、設置したもの。県、農業団体、農業販売者等から構成されており、農業検査の実施、残留農薬検査の実施、無登録農薬の情報、その他農薬の適正使用推進に必要な事項に関して協議を行っている。							
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
目標	—	300 件	—	—	—	325 件	—	330 件以上	
実績	311 件	312 件	322 件	326 件	331 件	336 件	332 件		
③用語解説		【令和元年度取組みの評価】							
		(農産園芸課) 農林水産研究所での残留農薬分析の結果、基準値の超過はみられず、農薬による農作業中の中毒・死亡事故も発生していない。残留農薬の分析は、食の安全・安心に大きく貢献しており、今後も引き続き実施する。							

## 基本施策Ⅰ 生産から消費に至る食の安全安心の確保

### I-① 生産ステージ 施策の方向1 安全な農林産物の提供の推進 具体的な取組み

#### (5) 有機農業・環境保全型農業の推進

有機農業実践農家の技術・経営調査による栽培マニユアルの策定や審証展示開催を通じて食品加工や直接販売等の取組みの支援に努めます。  
土づくりや、化学肥料・化学農薬の生産促進ほか、外観品質よりもその栽培方法を評価する販売先の開拓の支援に努めます。

#### ①概要

農家が有機農業に取り組む場合、化学肥料・化学農薬を使用しないため、一般栽培並の収量・品質を得ることや、規格を揃え、まとめて販売することが必要となることがあります。このため、有機栽培技術の確立や、食品加工、直接受取等の取組みの支援に今後とも取り組み、有機農業の普及・拡大に努める。  
土づくりや、化学肥料・化学農薬の使用削減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の軽減に対する環境保全型農業について、技術の普及、生産者の育成、販売先の開拓等を通じて推進する。

#### ②推進指標

##### 【有機農業取組面積】

取組面積の増加により、推進活動効果の指標となる。

年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
目標	—	570ha	—	—	—	475ha	—	—	463ha以上
実績	373ha	355ha	355ha	376ha	416 ha	478ha	491ha	—	—

##### 【エコファーマー取組面積】

取組面積の増加により、推進活動効果の指標となる。

年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
目標	—	1,200ha	—	—	—	—	1,200ha	—	—
実績	560ha	567ha	545ha	542ha	510 ha	470ha	456ha	—	—

#### ③用語解説

《有機農業》 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用して行われる農業。

《環境保全型農業》 農業の持つ自然循環機能を生かし、生産と環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方

の循環利用による土づくりや、化学肥料、化学農薬の使用削減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

《エコファーマー》 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術を一體的に導入する計画を立て、知事の認定を受けた農業者のこと。

《エコえひめ農産物》 化学肥料・化学農薬を3割以上削減した農産物を県が認証。

## 【令和元年度事業実施状況】

### 農業生産に由来するとともに、有機農業講座を開催した。

・令和元年度 実証展示圃しまなみみ指導班 温州みかん10a、レモン10a  
・久万高原指導班 スイートコーン12a、ショウガ3a  
・鬼北指導班 エーズ5a

● 大規模有機農業持続的低コスト生産技術確立試験費(農産園芸課)  
・県では有機農業の生産振興のための有効な手段として規模拡大技術を推進しているが、一方で大規模化による病害虫リスクや投⼊資材の増大、生産環境への影響懸念されています。  
そこで、持続的低コスト安定生産技術を確立するためには、有機水稻二毛作体系での施肥削減技術や病害虫発生消長の解明など防除対策、有機栽培水田における生物多様性評価について検討するなどとともに輪作体系の検証を実施した。また、県下の主な有機農業実践現場における土壤や生物多様性等の生産環境や経営実践活動を実施した。  
・環境に優しい農業生産活動推進事業費(農産園芸課)  
・有機資源の循環利用による土づくりや化学肥料、化学農薬の肥料、化学農業の肥料等、導入すべき生産方式の確立と普及推進活動に一体的に取り組むとともに、有害物質対策を実施し、生産及び流通販売業者等に対し研修会を開催した。

・エコファーマー認定数 540人

### 特別栽培農産物等認証事業費(農産園芸課)

・認証審査会を年6回開催し、エコえひめの認証状況の報告、認証制度の運用、新規86ha  
・認証委員会(委員7名)を12月13日に開催し、エコえひめの認証状況の報告、認証された農産物の残留農薬分析を実施した。(栽植者数1,645人、耕培面積865ha)  
・認証登録対象作物の追加、認証農産物のPRなどについて協議した。また、県GAP認証の書面審査を3月24日に行い、4者24件(水稻4件、野菜20件)が県GAP認証を更新した。  
・地产地消活動促進事業費(ブランド戦略課)  
・県内の親子を対象に、収穫体験ツアーや料理教室等の実施を通じてエコえひめ農産物の認知度向上と消費拡大につなげる取組を実施した。また、エコえひめ農産物PRグッズを作成し、収穫体験等で配布した。

## 【令和元年度取組みの評価】

### (農産園芸課)

有機農業の取組面積は徐々に増加している。有機農業推進事業では、県下3箇所で設置している有機栽培の実証展示圃での取組結果等を、普及機関を通じて有機農業講座を開催し、農業者の有機農業の取組の支援に努めた。  
大規模有機農業持続的低コスト生産技術確立試験では、有機水稻二毛作体系における肥料削減の必要性を確認し、後作の卵後年に深水処理により卵を水没させることによる孵化率低下とその後の密度抑制の効果を検証した。卵が、トビイロウンカ抑制効果であるべと病に対する病害であるトマネギの重要な病害でも見られなかった。また、有機農業実践農家の防除効果で試験を行ったが、いすゞの東部も有効な効果は見られなかった。また、有機農業実践農家の生産環境分析では、現地有機圃場と近隣の農場の土壌化學性について比較解析し、有機土壌の特徴について評価するとともに、経営調査から有機実践農工コアファーマー認定数は昨年と比較して15名減少した。今後、エコえひめ農産物(特別栽培農産物等認証制度)と合わせて支援する。  
(ブランド戦略課)  
県内親子を対象とした収穫体験ツアーを5回(約100名が参加)実施したほか、エコえひめ農産物PRグッズを配布することにより広くPRすることができた。

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-①	生産ステージ
施策の方向1	安全な農林産物の提供の推進
具体的な取組み	
(6) GAP(農業生産工程管理)の推進	GAPの取り組みについて、産地や生産者へ啓発するとともに、生産者の目的に応じたGAPの推進に努めます。
①概要	関係機関と連携し、グローバルGAPの認証取得を支援するため、①県GAP推進会議の開催、②高度GAP指導者の育成(国やGAP専門機関が行うGAP導入支援研修・GAP検定の受講など)、③グローバルGAPの取得啓発に係るセミナーの開催、④グローバルGAPの認証取得への誘導などを実施する。
②推進指標	
③用語解説	『GAP (Good Agricultural Practice)』農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するといふ一連の「農業生産工程手法」のこと。食品衛生管理手法の一つであるHACCPの農業版と解される(生産工程の各段階で、生物学的(微生物)、化学的(異物等)物理的(異物等)な危害を分析し、生産工程毎の重要な管理ポイントを明確にして、農産物の安全性を高めていく手法)。
【令和元年度事業実施状況】	●グローバルGAP等国際認証取得支援事業費(農産園芸課) 食の安全・安心や、環境負荷の低減、農業等労働安全につながる農業生産工程管理(GAP)の推進を図るために、情報交換会やセミナーの開催や生産者や生産者団体に対して実践的なコンサル指導を実施した。(1)GAP情報交換会の開催(グローバルGAP認証取得者、取得予定者等) (2)高度GAP指導者の育成 ・グローバルGAP更新時・取得時にコンサルが行う実践的な指導技術を立会取得 JGAP指導員基礎研修(3名)、インデューサープログラム(4名)、JGAP指導員定期研修(1名)、 ・グローバルGAP認証取得支援体制強化検討会の開催 (3)グローバルGAPの取得啓発に係るセミナーの開催 ・初級セミナーの開催 7月31日 参加者89名 GAP取得の必要性を啓蒙 (4)グローバルGAPの認証取得への誘導 ・特別栽培農産物生産者を対象として認証取得へ誘導 ・地域モデル農業者へのグローバルGAP認証に向けた支援
【令和元年度取組みの評価】	(農産園芸課) 高度GAP指導員(20名)の育成や支援体制強化検討会の開催、体系統的な指導活動によって積極的にグローバルGAPの認証取得支援を実施した。地域モデル農業者3件のグローバルGAP認証取得を支援したが、新規受付が可能な審査会社がなく、年度内に認証取得には至らなかつたため、県内の認証取得件数は前年度から横ばいであった。今後は、引き続きこの3件の認証取得を支援するとともに、県GAP認証も含めて、継続的に新規取得者の掘り起こしを進めます。

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保								
I-①	生産ステージ								
施策の方向1	安全な農林産物の提供の推進								
具体的な取組み									
(7)原木といった等生産者を対象とした技術講習会等の開催	原木といった等生産者を対象に、基本的な生産技術や食の安全安心に関する意識向上を目的とした講習会等を開催します。								
①概要	愛媛県森林組合椎茸生産者連絡協議会が生産者を対象として実施する生産技術研修会・現地実習(県補助事業)において、生産量確保及び品質向上のための技術習得やトレーニング等を推進する。 原木による生産履歴の管理の徹底を推進する。								
②推進指標									
③用語解説	【原木といった等生産技術講習会・研修会の開催回数】 回数維持により、継続的に生産者の技術向上が図られる。								
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
目標			—	—	—	—	—	—	10回以上
実績	12回	13回	8回	4回	11回	16回	6回	—	
④用語解説	—								
【令和元年度事業実施状況】	●原木といった等生産促進事業費(林業政策課) ・原木といった等生産者に対し、生産技術研修会・現地実習において、技術習得による生産性及び品質の向上、トレーニング等による安全性の確保の必要性等を指導した。 【開催回数・参加者数】 生産技術研修会・現地実習 6回 延べ参加者数 29人								
【令和元年度取組みの評価】	(林業政策課) 生産者に対する知識及び技術の習得を促進するとともに、市場や消費者の食品安全心に関する意識向上を図ることができました。 今後も、継続的に新規生産者の掘り起こしを進めるとともに、新規生産及び品質の向上を図る。								

基本施策 I		生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-①	生産ステージ	I-① 生産ステージ
施策の方向2	安全な畜産物の提供の推進	安全な畜産物の提供の推進
具体的な取組み	具体的な取組み	具体的な取組み
(8) 生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売店等への巡回	生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施します。	(9) 生耳標装着の農家指導 関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る牛耳標装着と固体情報の適切な届出を指導します。
①概要	家畜保健衛生所の職員が畜産農家や飼料販売店、動物用医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施します。	①概要 国(中国四国農政局愛媛支局)へ牛の出生や移動等の情報を報告するよう指導する。
②推進指標	【生産者、飼料販売店、動物用医薬品販売店巡回件数】 巡回の継続性は、関係法令の周知、理解の促進を図り、食品安全確保を最優先した生産への意識向上への指標となる。	②推進指標 【牛耳標装着率】 全ての牛が耳標を装着することにより、トレーサビリティの実効性が担保され、生産段階における安全安心の確保が可能となる。
③用語解説	《動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令》 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及び省令規則をいいます。	③用語解説 《牛耳標》 国内で生まれた全ての牛及び輸入された牛に、10桁の「個体識別番号」が印字された耳標が装着され、その牛の種別(黒毛和牛など)、出生年月日、出生地、飼養地、ど畜(食肉にするための解体処理)年月日、ど畜場の名称、所在地などがデータベースに登録される。この番号は、食肉の流通販売過程においても明記され、誰でもインターネットを通じてその牛の履歴を参照することができます。 《個体情報の内容》 耳標の番号と牛の飼養者、飼養場所、牛の品種性別等の情報
④用語解説	《乳牛等総合改良対策事業費(畜産課)》 ○畜産経営技術指導事業費(畜産課) ○家畜衛生対策事業費(畜産課)	④用語解説 ●死亡牛全頭検査事業費(畜産課) ○国の中国四国農政局愛媛支局や農協等の関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別ための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導した。 ・牛の死亡時において個体識別耳標を確認することで、トレーサビリティの確保に努めた。 ・周知内容:耳標の報告方法(FAX、インターネット等)、耳標が脱落した場合の処置等
⑤令和元年度事業実施状況	●乳牛等総合改良対策事業費(畜産課)	【令和元年度事業実施状況】 ●死亡牛全頭検査事業費(畜産課) ○国の中国四国農政局愛媛支局や農協等の関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別ための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導した。 ・牛の死亡時において個体識別耳標を確認することで、トレーサビリティの確保に努めた。 ・周知内容:耳標の報告方法(FAX、インターネット等)、耳標が脱落した場合の処置等
⑥令和元年度取組みの評価	(畜産課)	【令和元年度取組みの評価】 (畜産課) ○生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売業者への指導により、飼料及び動物用医薬品の適正な使用、流通が確保されている。 ○畜産物の安全かつ安定的な供給を図るため、今後も引き続き実施する。

<b>基本施策 I</b>	<b>生産から消費に至る食の安全安心の確保</b>								
I-①	<b>生産ステージ</b>								
施策の方針2	<b>安全な畜産物の提供の推進</b>								
具体的な取組み	<b>安全な畜産物の提供の推進</b>								
(10) 消費者ニーズに応じた生産技術の開発	県の研究機関において、安全安心な農畜産物生産のための技術を開発します。								
①概要	畜産研究センターにおいて、薬剤に頼らない家畜の飼養方法や飼料作物栽培等、家畜を健康に飼養し、消費者が求める安全な畜産物の提供に必要な技術開発を行います。								
②推進指標	【安全安心な農畜産物生産に関する開発技術の数(累積)】 生産技術の開発数は、安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組みの推進状況の指標となる。								
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R2	R3	
目標	—	6	—	—	—	H27	H28	H29	
実績	4	5	5	5	5	498(全戸)	473(全戸)	448(全戸)	
③用語解説	—								
<b>基本施策 I</b>	<b>生産から消費に至る食の安全安心の確保</b>								
I-①	<b>生産ステージ</b>								
施策の方針2	<b>安全な畜産物の提供の推進</b>								
具体的な取組み	<b>安全な畜産物の提供の推進</b>								
(11) 畜産関係生産者の巡回による普及指導	畜産関係団体等と連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を生産者へ周知、普及し、必要に応じて指導します。								
①概要	毎年、家畜保健衛生所職員が畜産関係団体等と連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を生産者へ周知、普及し、必要に応じて指導します。								
②推進指標	【畜産関係生産者巡回戸数】 県内畜産農家の巡回(全戸)することは、生産者が安全安心を確保するための生産技術の習得、実践の指標となる。								
年度	(H25)	(H26)	(H26)	H27	H28	H29	R元	R2	R3
目標	—	—	—	—	—	—	—	全戸	—
実績	575(全戸)	541(全戸)	498(全戸)	473(全戸)	448(全戸)	414(全戸)	407(全戸)	—	全戸
③用語解説	—								

<b>令和元年度事業実施状況</b>
● 鶏卵肉高付加価値生産による技術開発試験(畜産課)
家畜飼料の価格高止まりによる生産コストの増加やTPP11、日欧EPA及び日米貿易協定等による国際競争の激化から、農家収益向上に直接的な効果をもたらす生産コスト低減技術や生産性向上技術を中心とした技術開発を優先実施したことから、取組み実績なし。
<b>令和元年度取組みの評価</b>
(畜産課)
農家経営の安定につながる技術開発を優先実施しており、取組み実績は0となつた。しかし、県産畜産物の安心安全を重視であることから、今後も消費者ニーズ等にアンケートを向け、必要な技術の開発に取り組んで参りたい。

基本施策 I		生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-①	生産ステージ	I-① 生産ステージ
施策の方向2	安全な畜産物の提供の推進	具体的な取組み
(12) 死亡牛のBSE検査	48ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。	(13) 高病原性鳥インフルエンザ対策 生産段階での対策として、発生防止対策の指導、養鶏場での検査の実施、異常鶏の早期通報体制及び発生時の防疫体制の整備に取り組みます。
①概要	①概要 家畜病性鑑定所において、48ヶ月齢(平成31年4月以降は96ヶ月齢)以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努める。なお、48ヶ月(平成31年4月以降は96ヶ月)未満の牛についても、神経症状を呈して死亡した場合等BSEが疑われる場合は検査を行います。	定期的なモニタリング検査(血液検査、ウイルス分離検査)を実施するとともに、発生予防策や発生時の体制整備を実施する。
②推進目標	②推進目標 【高病原性鳥インフルエンザ検査羽数】 鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した例はないが、養鶏場での定期的なモニタリング検査の実施は、消費者ニーズに応えた安全安心な畜産物生産への取組み状況の指標となる。	②推進目標 【高病原性鳥インフルエンザ検査羽数】 鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した例はないが、養鶏場での定期的なモニタリング検査の実施は、消費者ニーズに応えた安全安心な畜産物生産への取組み状況の指標となる。
③用語解説	③用語解説 『BSE (Bovine Spongiform Encephalopathy)』「牛海绵状脑症」と訳され、プリオラン病という病気のひとつで、牛が異常なプロリン・オレンジ蛋白質を含む副料を食べると神経組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す進行性で致死的な中枢神経系の疾病。	③用語解説 【令和元年度事業実施状況】 ●死亡牛全頭検査事業費(畜産課) 平成31年4月から検査対象が96ヶ月齢以上との死亡牛となった。96ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭及び神経症状を呈して死亡した牛(計103頭)について、家畜病性鑑定所においてBSE検査を実施したが、全頭陰性で、県内でのBSE感染牛は確認されなかった。
【令和元年度事業実施状況】		【令和元年度取組みの評価】 (畜産課) 県内養鶏場等における、高病原性鳥インフルエンザの監視体制が確立されており、今後も同様の体制により監視を強化した。

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-①	生産ステージ
施策の方向2	安全な畜産物の提供の推進
具体的な取組み	(12) 死亡牛のBSE検査 48ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。
①概要	①概要 家畜病性鑑定所において、48ヶ月齢(平成31年4月以降は96ヶ月齢)以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努める。なお、48ヶ月(平成31年4月以降は96ヶ月)未満の牛についても、神経症状を呈して死亡した場合等BSEが疑われる場合は検査を行います。
②推進目標	②推進目標 【高病原性鳥インフルエンザ検査羽数】 鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した例はないが、養鶏場での定期的なモニタリング検査の実施は、消費者ニーズに応えた安全安心な畜産物生産への取組み状況の指標となる。
③用語解説	③用語解説 『BSE (Bovine Spongiform Encephalopathy)』「牛海绵状脑症」と訳され、プリオラン病という病気のひとつで、牛が異常なプロリン・オレンジ蛋白質を含む副料を食べると神経組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す進行性で致死的な中枢神経系の疾病。
【令和元年度事業実施状況】	
●死亡牛全頭検査事業費(畜産課)	平成31年4月から検査対象が96ヶ月齢以上との死亡牛となった。96ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭及び神経症状を呈して死亡した牛(計103頭)について、家畜病性鑑定所においてBSE検査を実施したが、全頭陰性で、県内でのBSE感染牛は確認されなかった。
【令和元年度取組みの評価】 (畜産課)	県内死亡牛における、BSEの監視体制が確立されており、今後も同様の体制により監視を強化することとしている。

基本施策Ⅰ、 I-① 生産から消費に至る食の安全安心の確保		生産から消費に至る食の安全安心の確保																													
施策の方向3 具体的な取組み	I-① 安全な水産物の提供の推進																														
(14) 養殖衛生管理体制の推進																															
養殖業者に対する講習会を実施します。																															
<p><b>①概要</b>            魚病対策として、疾病魚の迅速かつ正確な診断の他、養殖業者、医薬品販売業者等を対象に水产用医薬品やワクチンの適正な使用について指導するとともに、養殖衛生管理技術に関する講習会(研修会)を実施する。</p>																															
<p><b>②推進指標</b>  <b>【養殖業者への指導状況の指標となる。】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>70.0%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>70.0%</td> <td>—</td> <td>70%以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>71.9%</td> <td>60.1%</td> <td>69.1%</td> <td>68.3%</td> <td>79.5%</td> <td>92.5%</td> <td>84.2%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	目標	—	70.0%	—	—	—	70.0%	—	70%以上		実績	71.9%	60.1%	69.1%	68.3%	79.5%	92.5%	84.2%		
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3																						
目標	—	70.0%	—	—	—	70.0%	—	70%以上																							
実績	71.9%	60.1%	69.1%	68.3%	79.5%	92.5%	84.2%																								
<p><b>③用語解説</b></p>																															
<p><b>【令和元年度事業実施状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>魚病対策指導費(水産課)</b>            魚類養殖における魚病対策の推進及び生産された養殖水産物の安全性を確保するため、「防疫関係会議への参加や防疫対策会議を開催するとともに、養殖魚の疾病的診断及び治療対策の指導、水産用医薬品の適正使用の指導、医薬品残留検査を行った。</li> </ul>																															
<p><b>・防疫対策会議の開催結果</b></p> <p>〔日程・参加者数〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4月27日 愛媛県漁業協同組合連合会宇和島支部 漁業研修センター 87名</li> <li>6月27日 松前総合文化センター 17名</li> </ul> <p>・魚病診断件数 645件</p> <p>・水産用ワクチン使用指導書発行件数 355件</p> <p>・水産用抗菌剤使用指導書発行件数 319件</p> <p>・医薬品残留検査(ブリ、マダイ、ヒラメ) 15検体 (いずれも異常なし(検出限界以下))</p>																															
<p><b>【令和元年度取組みの評価】</b></p> <p>(水産課)</p>																															
<p>養殖業者等を対象とした防疫対策会議を開催し、水産用医薬品やワクチンの適正使用等を指導した。また、魚病診断により被害の軽減、疾病的まん延防止を図った。更に、水産用ワクチンを使用するに適切な防疫対策会議を開催した。</p>																															
<p>今後も適切な防疫対策指導を行い、養殖生産物の安全性を確保する。</p>																															

基本施策Ⅰ、 I-① 生産ステージ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																														
施策の方向3 具体的な取組み	安全な水産物の提供の推進																														
<p><b>(15) 貨物検査の実施</b></p> <p>貨物原因プランクトンの出現動向に合わせて、公定検査法によりアサリなど二枚貝の貝毒量を検査し、貝毒の発生監視及び情報提供に努めます。</p>																															
<p><b>①概要</b>            宇和海で貝毒を蓄積させる原因プランクトンは、春～初夏に出現するアレキサンダリウム・カテーテラ、冬季～初夏に出現するギムノディウム・カテーテラムの2種であるが、いずれの種類もアサリ等の二枚貝類に麻痺性貝毒を蓄積させる。工具では、定期的なモニタリング調査により貝毒プランクトンが安全基準値を超えて増殖した場合は、貝毒の発生監視を行なうため、アサリ等の二枚貝の貝毒量を検査している。</p>																															
<p><b>②推進指標</b>  <b>【貝毒検査の予定期数に占める検査件数の割合】</b></p> <p>検査率の維持により貝毒発生確認の活動状況の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	目標	—	100%	—	—	—	—	—	100%	—	実績	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3																						
目標	—	100%	—	—	—	—	—	100%	—																						
実績	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%																						
<p><b>③用語解説</b></p> <p>《安全基準値》貝毒の蓄積が懸念されるプランクトン濃度</p>																															
<p><b>【令和元年度事業実施状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>漁場環境モニタリング調査指導事業費(水産課)</b>            考査した二枚貝が流通されないよう、原因プランクトンの出現動向に合わせ、貝毒検査を実施した。</li> </ul> <p><b>〈検査実施状況〉</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>4/10 ムラサキイガイ(深浦湾)</th> <th>4/8 採取分 貝毒量検出限界値以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6/14 ムラサキイガイ(深浦湾)</td> <td>6/12採取分 2.0MU/g</td> </tr> <tr> <td>9/19 ムラサキイガイ(深浦湾)</td> <td>9/13採取分 貝毒量検出限界値以下</td> </tr> </tbody> </table>		4/10 ムラサキイガイ(深浦湾)	4/8 採取分 貝毒量検出限界値以下	6/14 ムラサキイガイ(深浦湾)	6/12採取分 2.0MU/g	9/19 ムラサキイガイ(深浦湾)	9/13採取分 貝毒量検出限界値以下																								
4/10 ムラサキイガイ(深浦湾)	4/8 採取分 貝毒量検出限界値以下																														
6/14 ムラサキイガイ(深浦湾)	6/12採取分 2.0MU/g																														
9/19 ムラサキイガイ(深浦湾)	9/13採取分 貝毒量検出限界値以下																														
<p><b>【令和元年度取組みの評価】</b></p> <p>(水産課)</p>																															
<p>令和元年度は、4、6、9月に採取した二枚貝を用いて、貝毒の毒量を3回検査して9月13日には規制値以下であることを確認し、宇和海における二枚貝類の安全性を確保した。</p>																															
<p>今後も貝毒原因プランクトン調査及び貝毒検査を実施することにより、二枚貝の安全性を確保する。</p>																															

基本施策 I I-① 施策の方向3 具体的な取組み	生産から消費に至る食の安全安心の確保 生産ステージ 安全な水産物の提供の推進
	(16) 養殖ヒラメに係る新種クドアの防疫体制の推進 食中毒の原因とされる新種クドアの県内ヒラメ養殖場への侵入及び新種クドアが寄生した養殖ヒラメの流通を未然に防止するため、「愛媛県クドア疾患対策ガイドライン」に基づき、新種クドアの検査対応や、確認された場合の出荷自粛等を指導するほか、まん延防止や被害軽減に資する知見を収集し、関係者への情報提供に努めます。
①概要	「愛媛県クドア疾患対策ガイドライン」に基づき、水産研究センターが県内のヒラメを検査するとともに、被害の軽減に資する新たな技術の開発を行っており、今後も引き続き実施します。
②推進指標	
③用語解説	《新種クドア》 正式名称は <i>Kudoa septempunctata</i> (クドア・セプテンパンクタータ)。魚類に寄生する寄生虫の一種として、近年新たに発見された。ヒラメへの寄生が確認されており、寄生したヒラメを生食するごとに一定量のクドアが摂取されると、一過性の食中毒を引き起こすことが知られている。クドアを肉眼で確認することはできないが、熱等には弱く、一定条件下での加熱や冷凍により食中毒を防止することができます。
【令和元年度事業実施状況】	
● 養殖ヒラメの食中毒原因寄生虫検査(水産課)	
● ヒラメに寄生し食中毒の原因となる <i>Kudoa septempunctata</i> 保有状況を遺伝子検査(PCR法)により検査を行った。	
○ヒラメのクドア検査	
・水産研究センター 累計検査室 16件 栽培資源研究所 8件	
【令和元年度取組みの評価】	
(水産課)	
ヒラメ養殖用種苗(460尾)、養殖ヒラメ(36尾)及び天然ヒラメ(63尾)についてクドアの保有状況を検査した結果、養殖用ヒラメ種苗および養殖ヒラメからクドアは検出されず、養殖ヒラメの安全性を確保しました。	